

平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 前田建設工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小原 好一
(コード番号 1824 東証第一部)
問合せ先 経営管理本部管理部長 小笠原 四郎
(TEL 03-5217-9511)

当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続のお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、特定株主グループ^(注1)の議決権割合^(注2)を 20%以上とすることを目的とする当社株券等^(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下、「現対応方針」といいます。）の継続を決定し、平成 23 年 6 月 28 日開催の当社第 66 回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ております（現対応方針の有効期間は、平成 24 年 6 月 27 日開催予定の当社第 67 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結時までです。）。

今般、当社の企業価値ならびに株主共同の利益の確保・向上の観点から、現対応方針の見直しを行った結果、平成 24 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において一部を変更し、本定時株主総会における出席株主の皆様のご議決権の過半数の承認を得て可決されることを条件に、以下の対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を継続することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

本対応方針においては、継続に伴う所要の修正を行っております。

なお、本対応方針に対しまして、社外監査役を含む当社監査役 5 名はいずれも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

また、当社は本日現在、当社株券等の大規模買付行為に関する提案等は一切受けておりません。

(注1)特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）ならびに当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注2)議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて

①特定株主グループが当社の株券等の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)または、

②特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出にあたり、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、第2四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3)株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

1. 本対応方針導入の目的

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えております。そして、大規模買付行為に際して株主の皆様が当社株式の売却、すなわち大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行っていただくためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担っている当社取締役会から、当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。

当社は、戦前の困窮期の国家的利益、危急とされていた電力エネルギー需要に貢献するため、「公共の精神」を哲学として創設されました。そして戦後は、日本のダム建設を代表する企業として歩むとともに、青函トンネルや瀬戸大橋に代表される国家的事業への参画、開閉式ドーム、超高層マンションなどの建築分野への進出など活躍の場を拡げ、建設業およびその周辺事業を通じた「真に豊かな社会の創造」に貢献してまいりました。

また、当社は創業以来「誠実・意欲・技術」を社是とし、「良い仕事をして顧客の信頼を得る」を創業理念として、品質至上と顧客最優先のもと、顧客と地域社会に信頼感・安心感・満足感を与える品質を提供することを経営の基本方針としております。

なお、当社は平成22年度を初年度とする中期経営計画を策定し、基本理念を「すべてのステークホルダーから最も信頼される企業となる」といたしました。

基本理念を実現するための柱は、次のとおりであります。

①環境経営No.1

・事業、企業、個人のレベルで積極的活動

②すべての業務プロセスでクッションゼロ

・真の原価のさらなる追求

・仕事のやり方を変えて生産性向上

③社会変化に対応した改革の継続

・ものづくりの上・下流への取組強化

・新市場の開拓

以上の柱に基づいた中期経営計画の推進は、当社のステークホルダーの皆様へ利益をもたらすものと考えておりますが、そのためには中長期的な観点から安定的に事業経営

を行うことが必須であると考えます。また、これらの柱の実行には、当社が永年に亘り築きあげてきた顧客、従業員、取引先ならびに地域社会等との良好な関係が維持されることが必要不可欠です。これらに関する十分な理解ならびに国内外の顧客・従業員・取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解なくして、当社の企業価値を適正に判断することは困難です。

従いまして、大規模買付行為が突然なされたときに、当該行為が株主全体の利益に資するかどうかを株主の皆様が短期間のうちに適切に判断されるためには、当該行為が当社に与える影響や、大規模買付者が当社の経営に参画したときの経営方針、経営戦略ならびに事業計画の内容等の必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、さらには当社取締役会が当該行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えております。そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が上記の考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、株主全体の利益および当社企業価値の保護に資するものと考え、以下のとおり大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めることといたしました。

また、当該ルールを予め設定し透明性を図ることは、当該ルールを設定しない場合に比べて、大規模買付者の予見可能性を確保するとともに、当社および株主の利益となるような大規模買付行為に対してまで、萎縮的効果を及ぼす事態を未然に防止できることにもなると考えております。

2. 本対応方針の内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、

- ①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、
 - ②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、
- というものであり、具体的には以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者には大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役が大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、所在地、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

(2) 情報の提供

当該大規模買付者から、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、上記（1）の意向表明書を受領した後10営業日以内に、適宜提出期限を定めた上、提供していただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。また、当社取締役会は、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは当社株主の皆様の判断または取締役会としての意見形成のためには不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して適宜提出期限を定めた上、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認める場合には適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

なお、本必要情報のリストの一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループの詳細(大規模買付者の事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みま

す。)

- ②大規模買付行為の目的、方法および内容
- ③当社株式の買付対価の算定根拠
- ④当社株式の買付資金の裏付け
- ⑤当社の経営に参画した後に想定している経営方針、経営戦略、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑦その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

(3) 当社取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対して本必要情報の提供を完了した後、

- ①対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株券等のすべての買付の場合は 60 日間
- ②その他の大規模買付行為の場合は 90 日間

を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会の評価として当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと判断される場合には、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策をとることがあります。

具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に

移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

- ③会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合
- ⑤買付者の提示する当社株式の買収方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収）

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ならびに株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の発行等、法令および当社定款により認められる対抗措置をとり、当該大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置は、当社取締役会がその時点で最も適切と判断したものを選択することとします。

なお、具体的な対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙1「新株予約権の概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

4. 対抗措置の公平さを担保するための手続き

(1) 第三者委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、および対抗措置をとるか否かの判断については、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の公正性、合理性ならびに客観性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、第三者委員会を設置いたします。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者等）から選任されるものとします。なお、本対応方針の第三者委員会委員の氏名および略歴は、別紙2「第三者委員会委員の氏名および略歴」のとおりです。

(2) 取締役会が対抗措置を発動する場合の手続き

取締役会は、対抗措置発動の是非を決定するときは、第三者委員会に対し諮問し、第三者委員会の勧告を受けるものとします。第三者委員会は、当社の費用で、当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家等の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に第三者委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものいたします。

5. 株主・投資家に及ぼす影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に及ぼす影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様へ提供し、さらには当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を行うことが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に及ぼす影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ならびに株主共同の利益を守ることを目的として、法令および当社定款により認められる対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置のしくみ上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、株主割当による新株予約権の発行に際し、当社株主の皆様には新株予約権の取得後、所定の期間内に行使価額の払込みを完了していただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになったときに、法令および証券取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。ただし、当社株主の皆様が新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する割当期日までに、株主名簿に記録される必要があります。また、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要があります。

6. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会終結時から平成25年6月開催予定の当社第68回定時株主総会終結時までとします。ただし、当社第68回定時株主総会において、本対応方針の継続について株主の皆様の承認が得られた場合には、本対応方針の有効期間は、1年間延長されるものとし、以後も同様の方法により1年ごとに延長できるものとし、なお、当社取締役会は本対応方針を継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

また、当社取締役会は、本対応方針を継続することが承認された場合であっても、当社の企業価値ならびに株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の改正・整備等を踏まえ、本対応方針の見直しを随時行ってまいります。

以 上

(別紙1)

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 新株予約権の発行価額
無償とする。
5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使条件等
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
また、上記の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。なお、新株予約権の行使が認められない者が保有する新株予約権を当社が取得する場合、その対価として現金の交付は行わないこととする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以上

(別紙2)

第三者委員会委員の氏名および略歴

松田 昇 (まつだ のぼる)

略歴：昭和38年 4月 東京地検検事 (任官)
昭和62年 8月 東京地検特別捜査部長
平成元年 9月 最高検検事
平成5年 7月 法務省矯正局長
平成7年 7月 最高検刑事部長
平成8年 6月 預金保険機構理事長
平成16年 6月 三菱自動車工業株式会社企業倫理委員会委員長 (現任)
平成16年 9月 弁護士登録 (現任)

半林 亨 (はんばやし とおる)

略歴：平成12年10月 ニチメン株式会社 (現、双日株式会社) 代表取締役社長
平成15年 2月 日本国際貿易促進協会副会長
平成15年 4月 ニチメン・日商岩井ホールディングス株式会社 (現、双日株式会社) 代表取締役会長・CEO
平成16年 6月 ユニチカ株式会社社外監査役 (現任)
平成17年11月 株式会社ファーストリテイリング社外取締役 (現任)
平成19年 6月 前田建設工業株式会社社外取締役 (現任)
平成23年 6月 株式会社大京社外取締役 (現任)
半林亨氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。

渡邊 顯 (わたなべ あきら)

略歴：昭和48年 4月 弁護士登録 (現任)
平成元年 4月 成和共同法律事務所 (現、成和明哲法律事務所) 代表 (現任)
平成18年11月 株式会社ファーストリテイリング社外監査役 (現任)
平成19年 6月 前田建設工業株式会社社外取締役 (現任)
平成19年 6月 株式会社角川グループホールディングス社外監査役 (現任)
平成22年 4月 MS&ADインシュランスグループホールディングス株式会社社外取締役 (現任)
渡邊顯氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。

松崎 勝 (まつざき まさる)

略歴：昭和49年 4月 横浜地裁判事補 (任官)
昭和52年 4月 弁護士登録 (現任)
昭和52年 4月 桑田・松崎法律事務所
昭和64年 1月 松崎法律事務所代表 (現任)
平成19年 6月 前田建設工業株式会社社外監査役 (非常勤) (現任)
松崎勝氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であります。

佐藤 元宏（さとう もとひろ）

略歴：昭和49年10月 監査法人千代田事務所入所
昭和62年 1月 新光監査法人社員
平成 5年 9月 中央新光監査法人代表社員
平成 9年 5月 中央監査法人評議員
平成17年 9月 中央青山監査法人理事長代行
平成20年 9月 新日本有限責任監査法人常務理事
平成23年 6月 前田建設工業株式会社社外監査役（非常勤）（現任）
平成23年 7月 佐藤元宏事務所所長（現任）

佐藤元宏氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であります。

以 上

(別紙3)

当社株式の状況 (平成24年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 635,500,000 株
2. 発行済株式総数 (自己株式を含む) 185,213,602 株
3. 株主数 9,851 名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	所有株数 (千株)	持株比率 (%)
光が丘興産株式会社	24,311	13.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	13,182	7.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,229	4.4
前田道路株式会社	7,900	4.3
前田建設工業社員持株会	6,848	3.7
株式会社みずほコーポレート銀行	5,100	2.8
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,368	2.4
株式会社三井住友銀行	4,150	2.2
住友不動産株式会社	3,885	2.1
前田建設工業取引先持株会	3,377	1.8

(注) 持株比率は自己株式(115,551株)を控除して計算しております。

以上

(別紙4)

第三者委員会規則の概要

- ・ 第三者委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 第三者委員会の委員は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者等）から選任されるものとする。また、社外有識者は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 第三者委員会委員の任期は、当該年度の定時株主総会終結までの1年間とする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
- ・ 第三者委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この第三者委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、第三者委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①本対応方針の対象となる買付等への該当性
 - ②本新株予約権無償割当の実施もしくは不実施
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が第三者委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、第三者委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ①買付者等および当社取締役会が第三者委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ②買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ③買付者等との交渉・協議
 - ④当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑤その他本対応方針において第三者委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑥当社取締役会が別途第三者委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 第三者委員会は、買付者等に対し、意向表明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、第三者委員会は、買付者等から意向表明書および第三者委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他第三者委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・ 第三者委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会に代替案提出の勧告等を行うものとする。
- ・ 第三者委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他第三者委員会が必要と認める者の出席を要求し、委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 第三者委員会は、当社の費用で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公

認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ること等ができる。

- 各第三者委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも第三者委員会を招集することができる。
- 第三者委員会の決議は、原則として、第三者委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、第三者委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上